

神山連区運営協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、名称を神山連区運営協議会（以下、運営協議会という）とする。

(目 的)

第 2 条 本会は、神山連区の社会事業推進の中核となり、住民一体の社会協働性を喚起し、地域ぐるみによる自主的活動の強化促進を図り、神山連区住民の生活向上を増進することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を統括する。

- (1) 連区内の町内会や各種事業団体との連携、並びに連区主催行事の協力協働に関する事。
- (2) 連区主催行事の企画と催行、および予算編成と執行に関する事。
- (3) 連区内の各種事業団体への活動助成金の予算編成と執行に関する事。
- (4) 一宮市または関係行政機関からの委託、並びに協力に関する事。
- (5) 募金その他の社会福祉事業への協力と、その推進に関する事。
- (6) 防災、防犯、交通安全等、連区住民の暮らしの安心、安全、福祉の向上に関する事。
- (7) 連区住民の民主的な活動に基づく、連区の繁栄と活性化に関する事。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、神山公民館内に置く。

第 2 章 組 織

(組 織)

第 5 条 本会の組織は、「神山連区町会長会」、「一宮市社会福祉協議会神山支会」、「神山連区地域づくり協議会」で構成する。

(執行役員および運営委員の選任)

第 6 条 本会の運営を図るため、運営協議会代表 1 名（以下、「連区長」という）、運営協議会を構成する執行役員を、連区総会で選出する。

第 7 条 運営委員の定数は、町会長会理事、各種事業団体代表者、前年度運営委員の留任者、その他の者を加えた構成とし、前年度執行役員会にて次年度の運営委員定数を定めるものとする。

第 8 条 本会に執行役員会を設け、執行役員を置く。

- (1) 連区長 (運営協議会代表) 1 名
- (2) 副連区長 (運営協議会副代表) 2 名
- (3) 書記 1 名
- (4) 会計 2 名
- (5) 会計顧問 1 名
- (6) 会計監査 2 名
- (7) 事務長 1 名
- (8) 監事 若干名

(執行役員及び運営委員の資格)

第 9 条 運営委員は、町会長、各種事業団体代表、前年度の留任者、その他前年度執行役員会が選任する者で、運営協議会役員会で承認された者とする。

2 副連区長の 1 名は、町会長会代表の兼任とする。

3 会計の 1 名は、町会長会会計の兼任とする。

4 監事は、地域づくり協議会監事および各種事業団体の代表者から選ばれるものとする。

(執行役員及び運営委員の任期)

第 10 条 執行役員及び運営委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。辞任または任期が満了した場合においても、後任者が選出されるまでの期間は、その職務を代行する事とする。

(執行役員及び運営委員の職務)

第 11 条 連区長は神山連区を代表し、目的の遂行のために会務を統括する。執行役員会においては議長を務め、運営協議会の円滑な運営及び市行政との連絡調整を図る。

2 副連区長は連区長を補佐し担当会務に努め、連区長に事故ある際はその職務を代行する。

3 会計は、担当する会務の金銭と通帳、帳簿の管理、出納及び経理事務を行う。

4 会計顧問は、会計業務を統括し、厳正明確な決算諸表の作成を補完する。

5 会計監査は、会計及び業務の執行を監査して疑義を質し、その結果を連区総会に報告する。

6 事務長は、運営に伴う事務全般を担当する。

7 監事は執行役員会に参画し、適切な助言及び意見を具申する。

8 運営委員は、役員会に参画し、審議及び採決議定に加わる。

(相談役)

第 12 条 連区長は連区内の一宮市議会議員及び公立小中学校校長を運営協議会の相談役に委嘱する事が出来る。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 13 条 会議は、執行役員会、役員会、連区総会とする。

(執行役員会)

第 14 条 執行役員会は本会運営に必要な事項を決定する。

2 執行役員会は随時に開催され、連区長が期日と会場をその都度に定めて招集する。

(役員会)

第 15 条 執行役員及び運営委員で構成される会議を、役員会と呼称し、連区総会開催の事前日程に併せ執行役員会でそれぞれの期日と会場をその都度に定め、連区長がこれを招集する。

2 役員会は年度の開始 4 月と 5 月又は 6 月、中間 9 月と年度末 3 月、計 4 回開催する。尚、3 月役員会は、連区総会とする。

3 年度中に開催される役員会において、主に定める審議議題としては、4 月開催では、運営委員の選出。5 月又は 6 月開催では、連区の事業計画及び予算編成の審議と検討。9 月開催では、各種団体への助成金交付の執行報告と、年度事業の進捗及び準備報告など。3 月開催の連区総会では、年度事業の完了報告と決算報告、及び次年度への継承事案審議などとする。

4 会則の改定、その他重要事案は、開催月に定め無く審議される事とする。

- 5 連区長は自己の判断で必要と認めた場合には、執行役員会及び臨時役員会を招集する事が出来る
- 6 連区事業運営に関し、連区長宛に運営委員定数の半数以上の書面による役員会議の開催要請があった場合は、連区長は要請日から14日以内に審議のために役員会を招集し、審議を行わねばならない。

(連区総会)

第16条 連区総会は、年度末3月に「神山連区地域づくり協議会」「一宮市社会福祉協議会神山支会」「神山連区町会長会」を招集して開催する。

(議決の要件)

第17条 全ての会議は、その構成員の過半数の出席者をもって、成立するものとする。

- 2 役員会及び連区総会のすべての議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は連区長及び議長が決する。
- 3 役員会は、執行役員の中から議長を選出し、議長による厳正な審議と公正な議決を図り、議長は議決員数には加わらないものとする。
- 4 執行役員会は、連区長が議長を務めるものとする。但し連区長として発言意見をする事は認められるものとするが、議決は可否同数の場合のみ加わるものとする。
- 5 連区総会での議決を、全ての会議での議決に優先するものとする。

第4章 会計

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる事とする。

(会計)

第19条 本会の経費は公金及び寄付金をもって充当する。

(決算)

第20条 本会は事業年度末の3月に決算を行い3月開催の連区総会にて承認を受けるものとする。

第5章 雑則

(弔意)

第21条 香典は1万円とし、現職役員本人の場合のみへの適用とする。ただし執行役員会で決議されればいずれもこの限りではなく特例を認める事とする。

(細則等)

第22条 本会則に定めなき事項は執行役員会の審議を経て、連区長が別に定めるものとする。

(付則)

- 1 本規約は、平成25年4月15日より施行する。
- 2 本規約は、平成26年4月18日に、一部を改定し、これを施行する。
- 3 本会則は、令和3年3月20日に改定し、これを施行する。
- 4 本会則は、令和4年3月21日に改定し、準備期間を経て令和5年度より施行する。
- 5 本会則は、準備期間に一部を改正し、令和5年4月1日より施行する。